

EPA に基づく外国人看護師候補者受入れ機関・施設の要件

受入れの要件

看護師候補者の受入れにあたっては、以下の(1)～(7)の要件を満たしていなければなりません。

(1) 受入れ機関・施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の①～⑨の要件を満たすこと。

- ①受入れ施設において、原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- ②受入れ施設において、看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数が増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数が増すごとに1以上であること。
- ③受入れ施設において、看護職員の半数以上が看護師であること。^(※1)
- ④受入れ施設において、看護の組織部門が明確に定められていること。
 - ・病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ・看護部門としての方針が明確であること。
 - ・看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ・看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が(2)の④の看護研修計画に明記されていること。
- ⑤受入れ施設において、看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- ⑥受入れ施設において、看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - ・看護記録が正確に作成されていること。
 - ・各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ・患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- ⑦受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA 看護師又はEPA 介護福祉士の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- ⑧受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA 看護師又はEPA 介護福祉士の受入れにおいて、受入れ機関に義務付けられた(5)の報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- ⑨受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA 看護師又はEPA 介護福祉士の受入れにおいて、(6)の巡回訪問の際に求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

(2) 研修の要件

病院における研修は、以下の①から⑤までの要件を満たしていなければなりません。

- ①研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること^(※2)。
- ②看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者^(※3)が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣修得の機会を設けること。
- ⑤研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

(3) 雇用契約の要件

雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬^(※4)を受けることを内容とするものであること。

(4) 宿泊施設の確保等

候補者用の宿泊施設を確保^(※5)し、かつ、候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること^(※6)。

(5) 報告

JICWELS を通じて、地方出入国在留管理官署や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと。

(6) 巡回訪問への協力

JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

(7) JICWELS からの助言を踏まえた改善措置の実施

(5)の報告の内容や(6)の巡回訪問の結果を踏まえた、JICWELS による助言にしたがって必要な改善を行うこと。

- ※1 「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところですが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においても看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとします。
- ※2 看護研修計画は、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容としてください。
- ※3 「研修支援者」は上記の支援の分野で複数名配置すること、又は支援の分野を兼ねて配置する必要があります。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできます。
- ※4 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」は、看護師候補者を受け入れる病院において、当該看護師候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者と比較するものです。
- ※5 候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮のほか、賃貸住宅を手配しても構いません。また、家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができますが、求人票（受入れ施設説明書）の、敷金や礼金等の支払いも含めた本人の負担額記載欄に、その旨をご記載ください。宿泊施設の確保においては、候補者のプライバシーの確保が難しい住環境（受入れ施設内の宿直部屋、空き部屋等）は避け、候補者の文化・習慣、プライバシーに十分配慮した適切な住居の確保をお願いいたします。
- ※6 候補者の帰国旅費の負担について
 - (1) 候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置は、法務省告示で定める受入れ機関の要件です。また、候補者との雇用契約書においては、雇用契約終了の際の候補者の帰国費用は、雇用契約の終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関が負担することとされています。国家試験に合格しなかったことは、候補者の重大な責に帰する場合には該当しません。「候補者の重大な責に帰する場合」とは、例えば候補者が受入れ機関の就業規則に基づく懲戒解雇にあたるなどの場合が想定されます。このように、原則として帰国の際の最終的な帰国旅費の負担の責任は、受入れ機関となります。
 - (2) 候補者が国家試験合格後に帰国する場合については、候補者が在留資格をEPA看護師又は介護福祉士に切り替えるまでは、候補者として取り扱われますので、この場合の帰国旅費は受入れ機関の負担となります。
 - (3) 候補者の帰国前後には、未支給分の給与や税金の精算等の手続きが必要です。詳細につきましては、JICWELS までお問い合わせください。